

8.12 景 観

8.12.1 調 査

(1) 調査項目

対象事業実施区域周辺における景観資源及び眺望の状況を把握するため、以下のとおり調査を実施した。

表 8.12-1 調査項目

調 査 内 容	
景 観	景観資源の状況
	主要な眺望地点の状況
	主要な眺望景観の状況

(2) 調査方法

現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

表 8.12-2 調査の基本的な手法

調 査 項 目	基 本 的 な 手 法
景観資源の状況	既存資料調査、現地踏査
主な眺望地点の状況	現地踏査、聞き取り調査
主要な眺望景観	現地踏査及び写真撮影

(3) 調査時期

調査時期は、表 8.12-3 に示すとおりである。

なお、調査時期のうち冬季と春季については、方法書時点で想定していた調査予定日が天候不順だったため、それぞれ1月、5月に実施した。

表 8.12-3 調査時期

調査項目	調査時期
景観資源の状況	夏季:平成29年8月5日 秋季:平成29年11月3日 冬季:平成30年1月27日 春季:平成30年5月10日
主要な眺望地点の状況	平成29年8月5日
主要な眺望景観の状況	夏季:平成29年8月5日 秋季:平成29年11月3日 冬季:平成30年1月27日 春季:平成30年5月10日

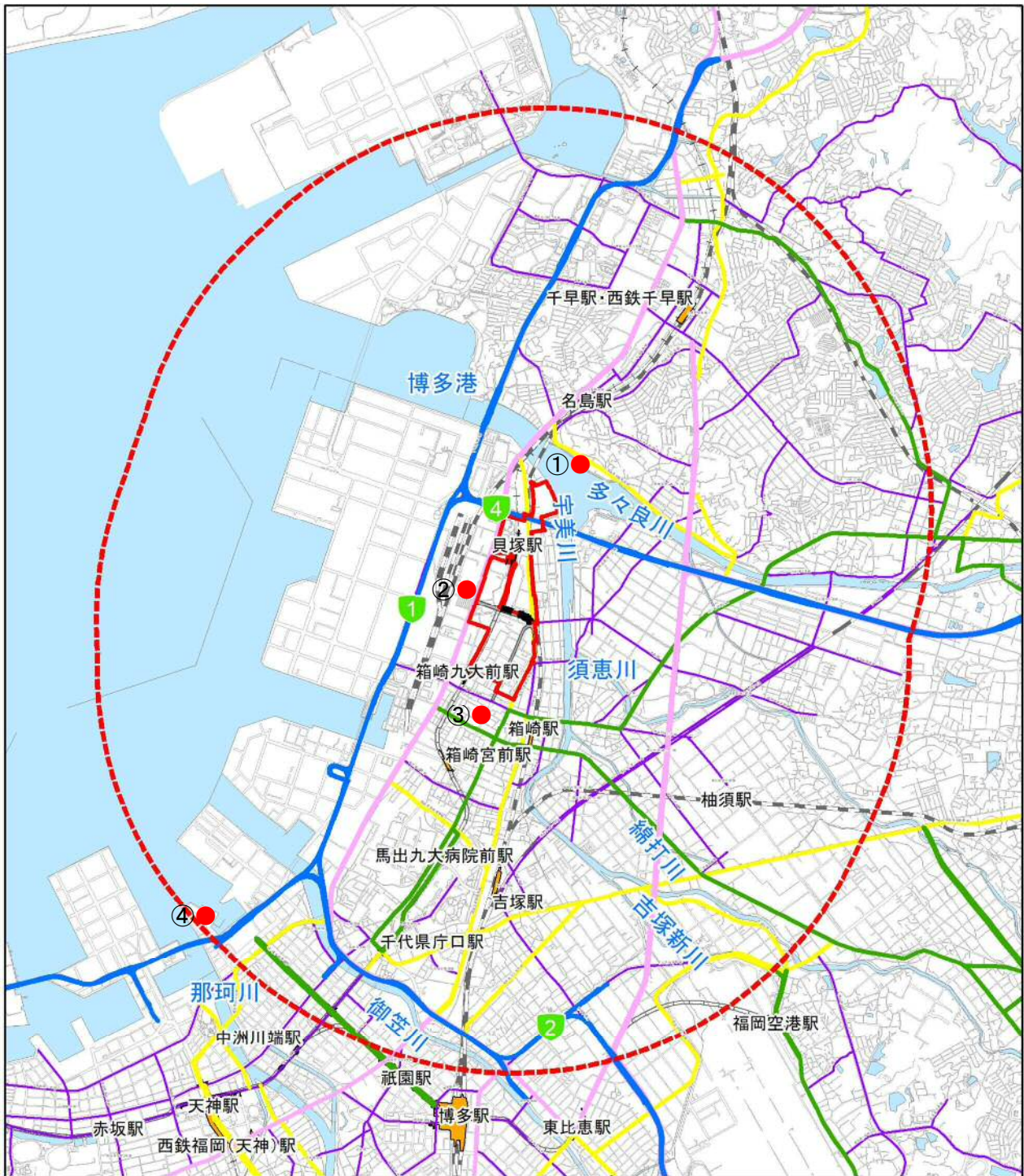
(4) 調査地点

調査地点の位置及び選定理由は、表 8.12-4 及び図 8.12-1 に示すとおりである。

なお、方法書時点で想定していた調査地点のうち、住宅地等(駅に近い) [③]については、都市計画道路の整備に伴い事業実施区域を見通すことができる地点である、ふれあい通り入口交差点 [③] に移動した。

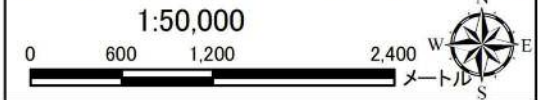
表 8.12-4 調査地点の位置及び選定理由

地点番号	調査地点	選定理由
①	多々良川緑地	事業実施区域の北東側に多々良川を隔てて約 0.3 km の距離に立地する河川敷の緑地であり、幅広い遊歩道を有する。 景観資源である多々良川と、事業実施区域を見渡すことができる地点として選定した。
②	国道 3 号	国道 3 号を隔てた事業実施区域の西側 30m の位置にあり、住居や学校が立地する。 日常生活の中で、国道 3 号を挟んで事業実施区域を見通すことができる地点として選定した。
③	ふれあい通り入口交差点	事業実施区域の南側に 200m 離れた位置にあり、近接する住宅地内である。 今後の都市計画道路原田箱崎線(南北道路)の整備により、事業実施区域を見通すことができるようになる地点として選定した。
④	博多ポートタワー	事業実施区域の南西側の約 3 km に位置する、地上 70m のタワーの展望台である。 事業実施区域及びその周辺の景観資源(風致地区・特別緑地保全地区など)を一望できる地点として選定した。



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 都市計画道路 | 新幹線 |
| 福岡都市高速 | 私鉄 |
| 一般国道 | 地下鉄 |
| 主要地方道 | 水域 |
| 一般県道 | |
| 幹線市道 | |



- | | |
|--|--|
| 景観の調査範囲 | ● 景観の現地調査地点 |
| ● ①: 多々良川緑地 | ● ②: 国道3号 |
| ● ③: ふれあい通り入口交差点 | ● ④: 博多ポートタワー |

注) 調査範囲の3kmは景観の調査範囲である。
 出典: 福岡県観光情報「クロスロードふくおか」(公社)福岡県観光連盟
 福岡市歴史文化情報データベース(福岡市経済観光文化局)

図 8.12-1 景観調査地点

(5) 調査結果

1) 景観資源の状況

事業実施区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園(野球場)の3箇所である。

表 8.12-5 主要な眺望点(既存資料調査)

区 分	名 称
主要な眺望点	多々良川緑地
	地蔵松原公園
	汐井公園(野球場)

[出典:福岡県環境情報クロスロードふくおか(公社)福岡県観光連盟]

注)平成 28 年 12 月時点の HP 掲載分で現状と異なる。

「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」によると、自然的構成要素として位置づけられる景観資源は、事業実施区域周辺では確認されていない。

なお自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、県、市指定の史跡が点在しており、地蔵松原公園に元寇防塁(国指定史跡)が存在する。

表 8.12-6 景観資源(既存資料調査)

区 分	名 称
景観資源	自然景観資源 —
	自然景観資源以外 の景観資源 元寇防塁(地蔵松原公園) 国指定史跡

[出典:第 3 回自然環境保全基礎調査(平成元年 環境庁)]

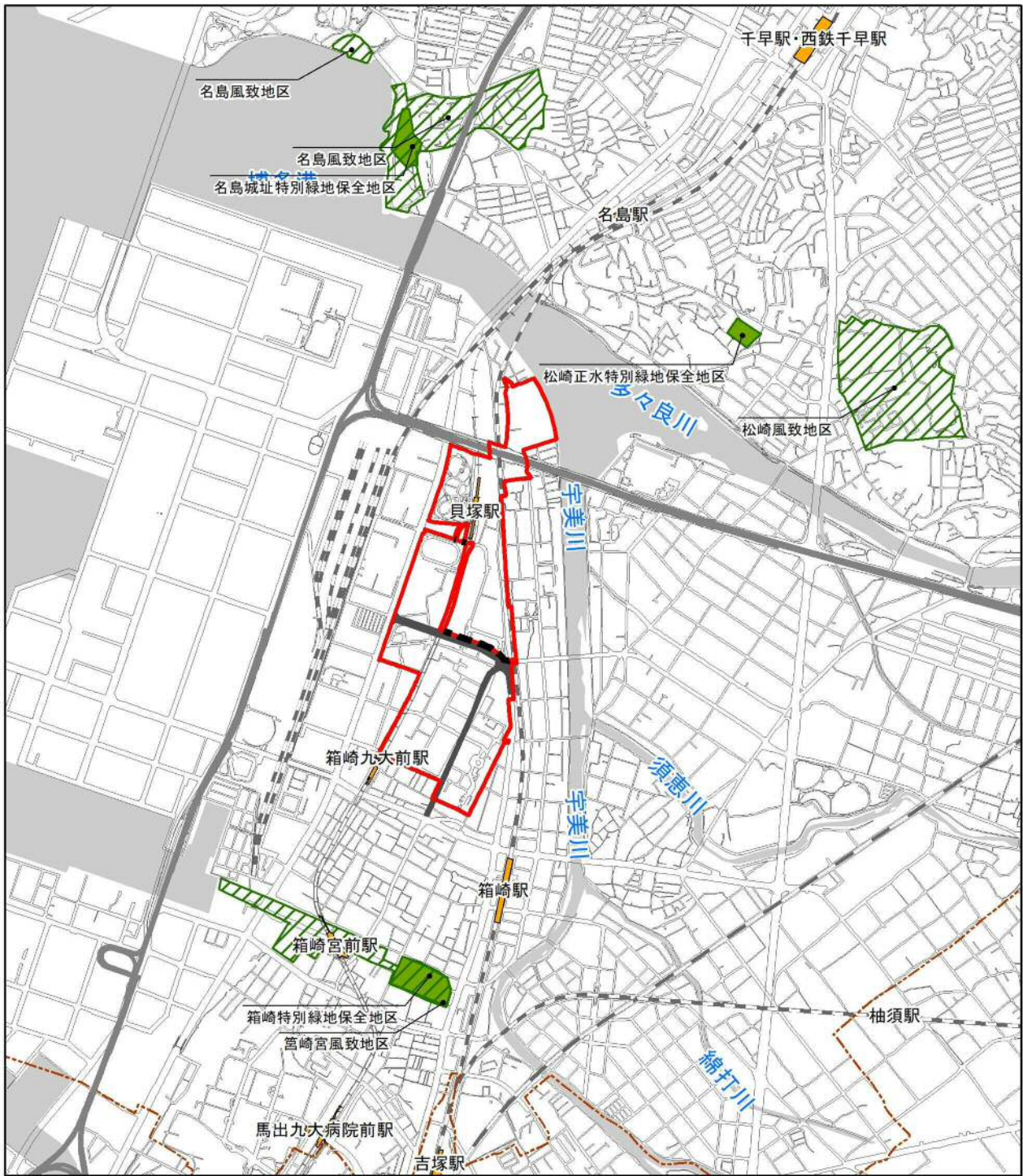
福岡市歴史文化情報データベース(福岡市経済観光文化局)

その他の景観資源としては、表 8.12-7 及び図 8.12-2 に示す風致地区及び特別緑地保全地区が挙げられる。

表 8.12-7 主要な景観資源(風致地区及び特別緑地保全地区)

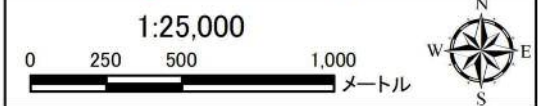
区 分	名 称
自然景観	風 致 地 区
	名島風致地区
	松崎風致地区
	筥崎宮風致地区
	特別緑地保全地区
	箱崎特別緑地保全地区
	松崎正水特別緑地保全地区
	名島城址特別緑地保全地区

[出典:福岡市 WEB マップ]



凡例

- | | | |
|---|---|--|
| 事業実施区域 | 駅 | |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | 風致地区 |
| 都市計画道路 | 新幹線 | 特別緑地保全地区 |
| 市区町村界 | 私鉄 | |
| 水域 | 地下鉄 | |
| 福岡都市高速 | | |



出典: 福岡都市計画総括図(平成 27 年 4 月 福岡市)
 福岡市歴史文化情報データベース(福岡市経済観光文化局)

図 8.12-2 景観資源の状況

2) 主要な眺望地点の状況及び眺望景観の状況

a) 聞き取り調査結果

聞き取り調査結果は、現地調査時における聞き取りや人と自然とのふれあい活動の場におけるアンケート・ヒアリング調査結果などについてとりまとめた。

事業実施区域周辺における景観については、現存する歴史文化資源や原風景、緑の量に関する認識が高く、近代建築物群の保全や既存樹木の保全、街路樹の植栽などが求められている。

表 8.12-8 聞き取り調査の結果

認識の対象	価値の認識
歴史性	九州大学百年の歴史と文化が詰まった大学構内の近代建築物群や箱崎周辺の昔ながらの古い町並み 大学キャンパス内に生育する樹林
郷土性	地域のシンボルとしての大学キャンパスと近代建築物群 箱崎周辺の昔ながらの古い町並み
親近性	散策道として地域で親しまれているキャンパス内及び周辺 大学キャンパスに生育する緑の量 箱崎周辺の日常生活の場としての原風景

b) 現地調査結果

次に現地調査地点における景観の状況は、表 8.12-9、10 及び図 8.12-3(1)～(4)に示すとおりである。

表 8.12-9 現地調査における地点の状況

地点番号	調査地点	位置	地点の状況
①	多々良川緑地	事業実施区域 北東側 約 300m	調査地点は、事業実施区域北側の多々良川河川敷にある緑地である。幅の広い遊歩道を有し、自然との触れ合いの場として利用されている。周辺の地形は平坦で高層建築物が少なく視認性が良い。
②	国道3号	事業実施区域 西側 約 30m	調査地点は、事業実施区域西側に位置する国道3号を隔てて事業実施区域である九州大学キャンパス(文系エリア)を望む歩道上である。その背後には小学校や高層住宅が立地しており、近隣住民が日常生活で利用しているルートとなっている。周辺の地形は平坦で、事業実施区域の方向には視野を大きく遮る建造物等は立地していない。
③	ふれあい通り 入口交差点	事業実施区域 南側 約 200m	調査地点は、事業実施区域南側に計画されている都市計画道路原田箱崎線(南北道路)と市道箱崎久原線(幹線道路)が交差する近隣住民の生活道路の沿道であり、周辺には住宅が多く立地している。
④	博多ポート タワー	事業実施区域 南西側 約 3km	調査地点は博多港に位置する博多ポートタワーの展望室であり、観光スポットとなっている。地上 70mからの眺望は福岡都市高速より視点が高く、360度パノラマを望むことができる。

表 8.12-10 現地調査地点における景観の状況

地点番号	調査地点	位置	景観の状況
①	多々良川緑地	事業実施区域 北東側 約 300m	<p>【眺望景観の特性】 多々良川と宇美川の合流部と空が広く視界を占有し、多々良川左岸の塩生湿性植物やヨシ原がみられ、都市河川の景観を呈する。 事業実施区域については、多々良川に面した箱崎中学校周辺が広く視認できる。</p> <p>【囲繞景観の特性】 調査地点は、事業実施区域近傍の眺めが把握できないことから、囲繞景観として設定しない。</p>
②	国道3号	事業実施区域 西側 約 30m	<p>【眺望景観の特性】 調査地点は、事業実施区域に近接しており、周辺景観と併せた眺望の変化を捉えられないことから、眺望景観として設定しない。</p> <p>【囲繞景観の特性】 近隣住民が日常的に利用している歩道から国道3号越しに、歴史ある九州大学の文系エリアを眺めることができる。 大学キャンパス内は、樹林帯が緑豊かな空間を創出しており、背後に立地する建物についてはほとんど視認できない。</p>
③	ふれあい通り 入口交差点	事業実施区域 南側 約 200m	<p>【眺望景観の特性】 調査地点は、事業実施区域に近接しており、周辺景観と併せた眺望の変化を捉えられないことから、眺望景観として設定しない。</p> <p>【囲繞景観の特性】 調査地点周辺は平坦な地形で、住宅や店舗などの建物が立ち並ぶ、筥崎宮周辺で多くみられる昔ながらの古い街並みであり、近隣住民の日常生活の場となっている。 沿道には、街路樹や花壇などにより緑が確保されている一方で、看板などの人工物も多く存在している。 現状で都市計画道路原田箱崎線(南北道路)は未整備のため、事業実施区域は視認できない。</p>
④	博多ポータル タワー	事業実施区域 南西側 約 3km	<p>【眺望景観の特性】 高所からの眺望のため視界は大きく開けており、近景には福岡都市高速や高層建築物が多くみられ、その合間に筥崎宮風致地区、遠景に松崎風致地区などの景観資源が視認できる。 事業実施区域は平坦な地形であることから、その全容は視認できないものの、周辺の建築物等の間から一部を視認することができる。 また遠景には、立花山、三日月山等の山並みが一体的な緑となって市街地からの背景を構成している。</p> <p>【囲繞景観の特性】 調査地点は、事業実施区域近傍の眺めが把握できないことから、囲繞景観として設定しない。</p>

<p>多々良川緑地：夏季</p>	<p>多々良川緑地：秋季</p>
<p>多々良川緑地：冬季</p>	<p>多々良川緑地：春季</p>

図 8. 12-3 (1) 現地調査地点の景観(①多々良川緑地)

<p>国道 3 号：夏季</p>	<p>国道 3 号：秋季</p>
<p>国道 3 号：冬季</p>	<p>国道 3 号：春季</p>

図 8. 12-3 (2) 現地調査地点の景観(②国道 3 号)

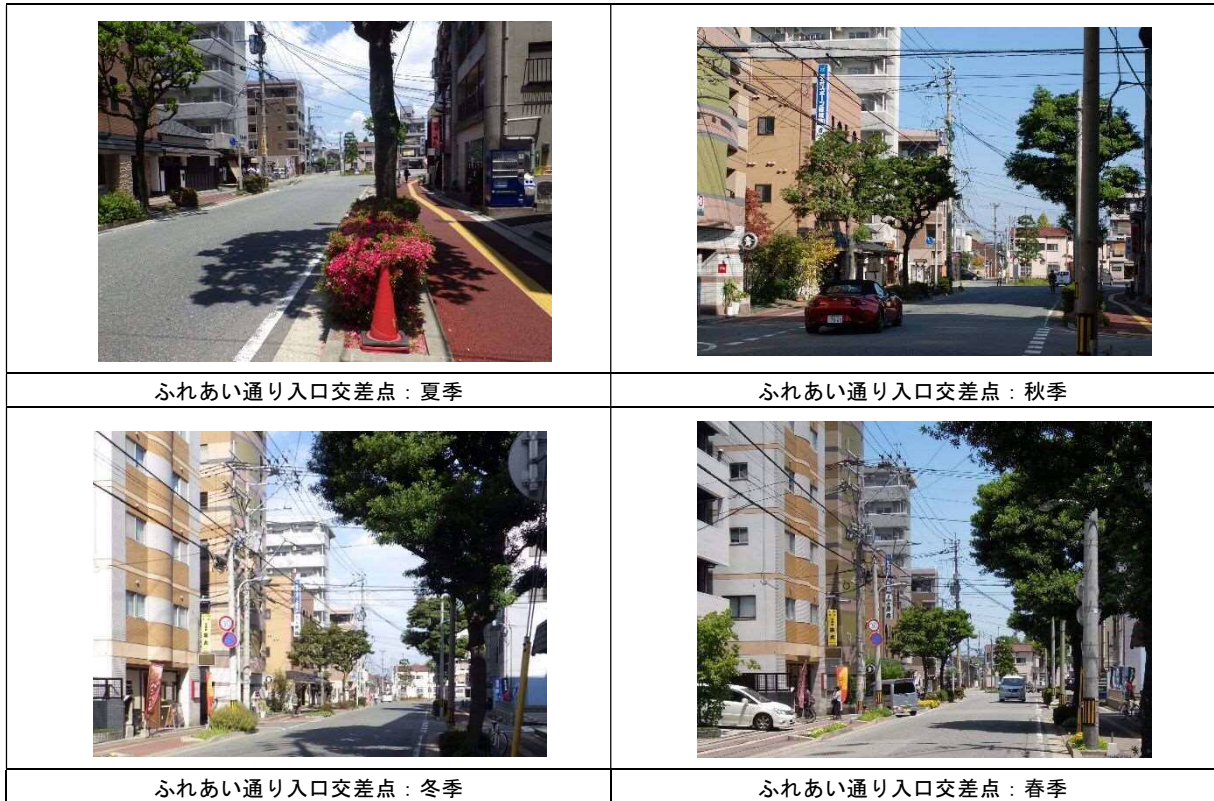


図 8. 12-3(3) 現地調査地点の景観(③ふれあい通り入口交差点)



図 8. 12-3(4) 現地調査地点の景観(④博多ポートタワー)

8.12.2 予測

(1) 存在・供用(造成地・施設の存在)による影響

1) 予測内容

土地の形状の変更に伴う主要な眺望景観及び主要な圍繞景観の変化の程度とした。

2) 予測地域及び予測地点

現地調査地点と同様とした。

3) 予測時期

存在・供用による影響は、施設(道路・公園・箱崎中学校)の存在時とした。

4) 予測方法

主要な眺望景観及び圍繞景観への影響は、モニタージュ写真、コンピュータグラフィック等により将来の眺望の状況を予測した上で、事例の引用または解析により、印象の変化等について予測を行った。

5) 予測条件

予測条件は、「第1章 事業内容」に示す事業概要及び環境保全の方針とした。

6) 予測結果

将来の景観は図 8.12-4(1)～(4)に示すとおりであり、現況の景観と併せて掲載した。
また景観の変化の程度については、表 8.12-11 に示すとおりである。

表 8.12-11 景観変化の予測結果

地点 番号	予測地点	位置	予 測 結 果
①	多々良川緑地	事業実施区域北東側 約 300m	<p>【眺望景観の変化】</p> <p>多々良川を隔て遠景に立地していた現箱崎中学校の校舎が消滅して、その背後にあった福岡都市高速が視認できるようになるが、視野に占める割合はわずかであり、影響はほとんどないものと予測する。</p> <p>なお、事業実施区域の大半を占める南側の区域については、福岡都市高速と既存の建物の背後となり視認できないことから影響はないものと予測する。</p> <p>また、視野の手前から中央部を占める景観資源の多々良川については、河岸での改変はないことから、河川景観には変化がないことから影響はないものと予測する。</p>
②	国道 3 号	事業実施区域西側 約 30m	<p>【困繞景観の変化】</p> <p>近隣住民から日常的に親しまれてきた九州大学文系エリアの樹林がなくなり、代わりに背後の造成地が見えるようになるため、緑の量は減少するが、都市計画道路の整備に伴う沿道街路樹の植栽や、公園整備の実施により、新たに良好な景観が創出されるため、その影響は軽減されるものと予測する。</p>
③	ふれあい通り 交差点	事業実施区域南側 約 200m	<p>【困繞景観の変化】</p> <p>都市計画道路原田箱崎線(南北道路)の整備により、事業実施区域を見通すことができるようになる。</p> <p>なお、近景の歩道・沿道の建物などについては、道路整備に伴う建物の立ち退き等を除くと、昔ながらのふるい街並みは残っており、ほとんど変化がないことから、影響はないものと予測する。</p>
④	博多ポートタワー	事業実施区域南西側 約 3km	<p>【眺望景観の変化】</p> <p>事業実施区域は平坦な地形であるため、建設を予定している施設(道路・公園)の全容は視認できないが、周辺の建築物等の中から視認できる状況は変わらず、眺望景観にはほとんど変化がなく、影響はないものと予測する。</p>

[現 況]



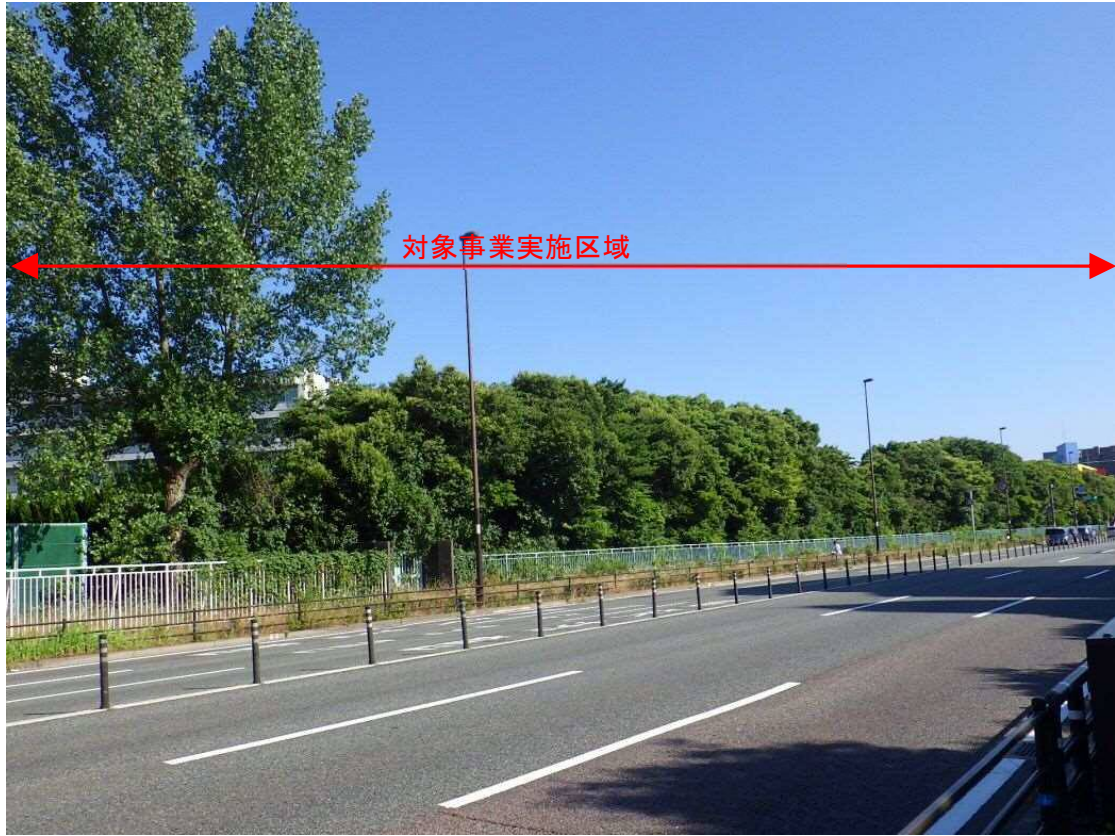
[将 来]



注) 対象事業実施区域内は建物建築前の状態である。

図 8.12-4(1) 主要な景観の予測結果 (①多々良川録地)

[現 況]



[将 来]



注) 対象事業実施区域内は建物建築前の状態である。

図 8.12-4(2) 主要な景観の予測結果(②国道3号)

[現 況]



[将 来]



注) 対象事業実施区域内は建物建築前の状態である。

図 8. 12-4 (3) 主要な景観の予測結果 (③ふれあい通り入口交差点)

[現 況]



[将 来]



注) 対象事業実施区域内は建物建築前の状態である。

図 8.12-4(4) 主要な景観の予測結果 (④博多ポートタワー)

8.12.3 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討は、「環境影響はない」もしくは「環境への影響の程度が極めて小さい」と判断される場合以外の環境影響項目について、実行可能な範囲内で環境影響を回避、低減または代償の検討を行うものである。

予測結果を踏まえ、存在・供用(造成地・施設の存在)による影響を最小限度にすることを保全方針として、表 8.12-12 のとおり環境保全措置を設定し、効果を定性的に予測した。

表 8.12-12 存在・供用(造成地・施設の存在)による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	代償
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	事業実施区域内の緑は、歴史的観点及び生態系保全の観点から残すことが必要な既存樹木を現地に保存・移植するとともに、従前の緑量(約 13ha)を、整備後も維持するよう努める。	生態系を保全する観点から新植樹木については、自然植生・在来種を主に植栽する。	公園への植栽は、現況植生や地域植生を踏まえ落葉樹と常緑樹をバランスよく選定する。	街路樹の植栽は、沿道に新植を計画する。新植する樹種は在来種のうち、環境耐性及び樹形の特性や旅鳥の利用等を考慮して選定する。	公園を配置し、適切な樹木の選定・配置を行い、緑地環境を整える。 ・南エリア:近隣公園(約 1.0ha)を配置、新たに街区公園3箇所(約0.7ha)を整備 ・北エリア:貝塚公園(約 3.4ha)とともに、新たに街区公園2箇所(約0.6ha)を整備
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時
効果	周辺の景観とも調和し、緑の多い景観が形成される。	周辺の景観とも調和し、緑の多い景観が形成される。	周辺の景観とも調和し、緑の多い景観が形成される。	周辺の景観とも調和し、緑の多い景観が形成される。	周辺の景観とも調和し、緑の多い景観が形成される。
効果の不確実性	小さい	小さい	小さい	小さい	小さい
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし	なし

8.12.4 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。

また採用した環境保全措置についても、効果に係る知見は十分に蓄積されていると判断できるため、効果の不確実性はない。

したがって、事後調査は実施しないものとした。

8.12.5 評 価

(1) 存在・供用(造成地・施設の存在)による影響

1) 評価の方法

a) 回避・低減に係る評価

評価方法は、地域の景観への影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られているかにより判断した。

b) 基準や目標との整合性に係る評価

環境の保全の観点からの基準又は目標との整合性に係る評価については、表 8.12-13 に示す基準等との整合が図られているかにより判断した。

表 8.12-13 整合を図るべき基準や目標

項 目	整合を図るべき基準や目標
景 観	「福岡市景観計画」(平成 28 年 3 月改定) ○ 一般市街地ゾーンにおける景観形成方針 まちなかを流れる河川や公園緑地等の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努める。 歴史的資源の活用、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働で進める。 建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のみちなみに調和するよう配慮する。

2) 評価の結果

a) 回避・低減に係る評価

予測の結果、本事業による景観への影響については、眺望景観についてはほとんど変化がないこと、圍繞景観については表 8.12-12 に示した環境保全措置を実施することで、身近な公園不足の解消、新植樹木を併せた緑量の確保に努めており、良好な景観が創出されるものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響を低減・代償できるものと評価する。

b) 基準や目標との整合性に係る評価

本事業では、「九州大学箱崎キャンパス跡地ランドデザイン」(平成 30 年 7 月)に示された都市空間整備の方針(緑空間の確保、歴史の継承、街並み景観等)に基づきまちづくりを進めること、具体策として、表 8.12-12 に示した環境保全措置を実施することにより、表 8.12-13 に示す基準や目標との整合が図られるものと評価する。